事 務 連 絡 令和元年 10 月 17 日

各都道府県 指定保育士養成施設主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

令和元年台風第 19 号に伴う指定保育士養成施設の運営等に係る取扱いについて

指定保育士養成施設の適正な運営については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

今般、令和元年台風第 19 号に伴う災害の発生に伴い、指定保育士養成施設(以下「養成施設」という。)の運営等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内の養成施設に対し、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 被災した地域の養成施設にあっては、今般の台風の影響により、当初の計画 通りに授業を実施することが困難な場合が想定されるが、授業の実施期間が例 年に比べて短縮された場合であっても、必要な単位を履修して養成施設を卒業 した者については、今後、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 被災した地域に関わりのある学生については、休学等により、他の学生より 修業が遅れることが想定されるが、この場合においても、必要な単位を履修し て養成施設を卒業した者については、今後、保育士となる資格を有すると認め られること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いについては、養成施設における教育内容の縮減を 認めるものではないことから、被災した地域の養成施設にあっては、時間割の 変更や補講等により、必要な教育が行われるよう、特段の配慮をいただきたい こと。なお、修業年限の短縮を認めるものではないため、留意されたい。

2. 養成施設の運営に係る取扱い

- (1) 被災した地域の養成施設にあっては、台風の影響により、教員の不足や施設・ 設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難となることが想定される。 こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備する ことが望ましいが、当分の間、非常勤職員の確保や講義室、実験室及び実習室 の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えな いこと。
- (2) 被災した地域の養成施設にあっては、台風の影響により実習施設の変更等が必要となることが想定されるが、実習先の確保が困難な場合、複数の実習施設で実施する等の方法により対応することとして差し支えないこと。ただし、複数の施設で実習を実施する場合においては、実習評価等を適切に行うため、実習施設間で十分な連携を図ること。

厚生労働省 子ども家庭局 保育課 保育士対策係

TEL:03-5253-1111(内線:4858)

FAX :03-3595-2674